

令和4年5月25日

第11回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 11 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 4 年 5 月 2 5 日(水) 午後 2 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 6 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 7 号 利用状況調査に係る非農地判断について
- その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西 川 路 利 広
		9 番 永 吉 正 文
10 番 内 藺 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清 八 郎
16 番 前 田 真 津 美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 上 拂 忠	22 番 田 之 上 洋
23 番 濱 田 卓 郎	24 番 徳 留 力 雄	25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光	27 番 大 迫 恵 太	28 番 物 袋 唱 二
29 番 湯 之 上 大 幸	30 番 南 圭 司	31 番 小 村 亮 太
32 番 藏 藺 堅 志	33 番 塚 田 幸 美	34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

1 2 番 徳 留 幸 信

1 欠席委員

8 番 田 代 繁 樹

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西 村 里 志
農地総務係長	前 村 修
農地総務係主査	東 川 善 久
主幹兼振興係長	濱 田 真 也
振興係主査	向 吉 真 一
振興係主事	今 吉 蓮 樺
人・農地プラン推進室 主幹兼推進係長	前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第11回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「6番委員」と「9番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由は、買い手が見つかり、あっせんの必要がなくなったためです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今月の議案第1号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の5ページから9ページまでの14件で、うち新規が13件、再設定が1件となっています。 また、農地中間管理事業の利用権設定2件につきまして、鹿児島県地</p>

域振興公社の借受議案の後は、農家への転貸議案となります。
議案書の5ページをお開きください。
(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)
以下については、お目通しください。
なお、9ページの総合計は35筆、33,036㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、31筆、26,617㎡となっています。
今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。
この1番につきましては、会議規則第25条の規定により19番委員の退席を求めます。
(19番委員の退席を確認)
ご質疑、ご意見はございませんか。
「なし」の声あり。
議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
(19番委員の復席を確認)
次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番について、ご審議願います。
この2番と3番につきましても、会議規則第25条の規定を準用し38番委員の退席を求めます。
(38番委員の退席を確認)
ご質疑、ご意見はございませんか。
「なし」の声あり。
議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、

議長

委員
議長

委員
議長

委員
議長

委員
議長

事務局

原案のとおり承認することに決定いたします。

(38番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番から6番について、ご審議願います。

この4番から6番については、新規就農者2名に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、会の進行を優先するため、事務局による一括報告といたします。

それでは、事務局に報告を求めます。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページと2ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

まず、4番と5番につきましては、17番委員と25番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、会社員でしたが、定年を機に農業を始め、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、自己所有のものを使用し、栽培技術、機械の操作については、親族から教わるため問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウ、ソラマメを中心に年間販売高300万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的には妻と2人です。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、6番につきましては、9番委員と28番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、中国出身で、実家は小麦とジャガイモ農家であったことから、以前より農業に興味があり、10年ほど勤めた介護施設を退職し、このたび新規就農者となりました。

作業に従事するのは、基本的には本人と夫、中国人実習生2人の計4人です。

農機具等は、今後、購入予定で、栽培技術、機械の操作については、実習生は、よそで習得していて、知人農家からも教わるため、問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウ、ジャガイモを中心に年間販売高500万円を目指しています。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照く

議長 ださい。
 以上、事務局から報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願
 いたします。
 ただいま、事務局の説明のとおりであります。
 それでは、議案第1号のうち利用権設定分の4番から6番について、
 ご審議願います。
 ご質疑、ご意見はございませんか。
 15番委員 4番について、使用貸借で貸人と借人が同じ■■■■という姓であるが、
 間柄は親戚になりますか。
 次に、今回の新規就農者の年齢が67歳であります。新規就農者の定
 義に年齢的要因は全くないと、考えてよいか教えてください。
 事務局 4番については、親戚同士になります。5番については、同じ姓の友
 人で、賃借料は、少し安めに設定されています。
 新規就農者の年齢については、特に制限等はありません。
 議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
 委員 「なし」の声あり。
 議長 議案第1号のうち利用権設定分の4番から6番については、原案のと
 おり、承認することにご異議ございませんか。
 委員 「異議なし」の声あり。
 議長 ご異議なしと認めます。
 よって、議案第1号のうち利用権設定分の4番から6番については、
 原案のとおり承認することに決定いたします。
 次に、議案第1号のうち利用権設定分の7番から9ページ14番まで
 については、一括審議願います。
 ご質疑、ご意見はございませんか。
 委員 「なし」の声あり。
 議長 議案第1号のうち利用権設定分の7番から14番については、原案の
 とおり承認することに、ご異議ございませんか。
 委員 「異議なし」の声あり。
 議長 ご異議なしと認めます。
 よって、議案第1号のうち利用権設定分の7番と14番については、
 原案のとおり承認することに決定いたします。
 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定
 についてを、議題といたします。
 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地
 調査の報告を求めます。

1 2 番委員	<p>5月9日の転用調査時に、私と21番、29番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。</p> <p>申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。1番から3番は売買、4番は子への贈与、5番と8番は知人への贈与、6番は親族への贈与、7番は兄弟への贈与による申請でございます。</p> <p>いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。</p> <p>以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。</p> <p>最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから28ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第2号については、一括審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
1 5 番委員	<p>4番について、申請面積5,308㎡は、贈与税の対象になると思われますが、贈与税に関して、小委員会あるいは事務局で確認はしていますか。</p>
事務局	<p>贈与税の件につきましては、確認しておりません。</p>
1 5 番委員	<p>農地の場所を考えますと、5,300㎡以上ありますので、贈与税の対象になると思います。事務局からも申請者に対して、贈与税に関する情報をお伝えするなど、配慮していただきたい。</p>
議長	<p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定についてを、議題といたします。</p> <p>これにつきましても、小委員会調査にあたっておりますので、現地</p>

調査の報告を求めます。

1 2 番委員 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、農業用施設です。

資料の29ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ1.4キロ行った農用地区域内農地で、東と南は畑、西は公衆用道路、北は用悪水路に接していません。農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、自己の耕作地に隣接する申請地に、農機具や機械等の保管場所として農業用倉庫を建設するものです。

なお、代替地についても何箇所か検討しておりましたが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは議案第3号についてご審議願います。

ご質疑ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

1 2 番委員 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番と2番は関連がありますので、一括して報告いたします。

転用目的は、貸駐車場です。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北へ220m行った農地で、東と西は畑、南と北は畑及び宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地の隣に居住しており、隣接するスーパーマーケットへの貸駐車場を整備する計画であります。

土地の形状については現状で、構造物の建築もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は、堆肥舎です。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ830m行った農地で、南は畑、それ以外は農道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、令和3年11月11日付で、農業施設用地として用途区分変更がなされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、畜産業を営んでおり、既存の堆肥舎が手狭であることから、今回、自己の所有する申請地へ、堆肥舎を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

31番委員

1番と2番については、始末書が提出されていますが、契約はいつからですか。この場所は、かなり前から駐車場として利用していたと思います。

事務局

始末書によれば、平成25年頃から農地法の許可を受けずに整地を行い、駐車場として利用してきたようです。

31番委員

なぜ、今になって4条の許可申請が出されたのですか。

事務局	<p>2番については、所有権移転登記をしたいということですが、名義人が健在で、地目が畑のままだと手続きができませんので、今回申請があったものです。</p>
	<p>実際、駐車場として利用されており、周囲には農地として活用できる土地もなく、登記地目が畑のままの状態、始末書も提出されていることから、許可しようとするものです。</p>
3 1 番委員 議長 委員 議長	<p>分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。</p>
1 2 番委員	<p>これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 まず、番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。 資料の32ページをお開きください。 申請地は、XXXXXXXXXXから南へ20m行った農地で、東と西は宅地、南は宅地及び公衆用道路、北は畑に接しています。 農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。 申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。 土地の形状については現状で、境界にはブロック設置済です。 隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。</p>

次に、番号2番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料の13ページをお開きください。

申請地は、 から東へ30m行った農地で、東と北は宅地、西と南は市道に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、隣接地に農業用倉庫を所有しており、今回、申請地を取得し、資材置場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、周囲に農地はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は、グループホームです。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、 から東へ300m行った農地で、東と南は市道、西と北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、市内に事務所を置く医療法人で、申請地を取得し、グループホームを建築する計画です。

なお、本案件は仮換地で、従前地での申請面積は3,000㎡を超えていますが、換地後の面積は2,332㎡であったことから、全員調査は省略させていただきました。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は、建売住宅です。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、 から北へ140m行った農地で、東と南は市道、西は畑、北は雑種地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、不動産業を営む法人の役員で、申請地を取得し、建売住宅

を建築する計画です。

土地の形状については、40センチほど切土し、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ230m行った農地で、東は宅地、西と南は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地に隣接する住宅を購入しましたが、駐車場がないため、今回、申請地を取得し、自家用の駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、構造物の建設も無いことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ110m行った農地で、東は5条許可地、西と南は宅地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については30センチほど盛土し、境界にはブロックを設置する予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の37ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ40m行った農地で、東は市道、西は宅地、南は県道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該

当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置済です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号8番ですが、転用目的は、貸資材置場です。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから東へ320m行った農地で、東は市道、西と南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設に該当します。

申請人は、主に農産物の生産、加工及び販売を行う法人の代表で、申請地を取得し、自己が経営する法人への貸資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。

構造物の建設も無いことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを、議題といたしま

す。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案書の17ページをお開きください。

議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今日は、売渡申出9件と貸付申出2件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、資料の41ページから60ページに掲載しています。

続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は20ページになります。

今日は、買受申出1件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 す。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは議案第6号農用地あっせん申出について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

3番委員 負担金の未納がある畑で、あっせんによって買い手が見つかった場合に、未納分を精算して良いのか教えてください。

事務局 負担金の未納については、確認しておりません。買い手が見つかった場合は、申出人にも確認して、対応したいと思います。

3番委員 分かりました。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局 それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡・貸付から申し上げますので、議案書の17ページをお開きください。

番号1は25番委員と6番委員。

番号2は36番委員と6番委員。

番号3は25番委員と6番委員。

番号4は37番委員と18番委員。

番号5は31番委員と12番委員。

	<p>番号6は17番委員と27番委員。 番号7は30番委員と11番委員。 番号8は38番委員と19番委員。 番号9は21番委員と3番委員。 番号10は31番委員と12番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 番号1のうち西方、中川地区を36番委員と6番委員。 新西方、西指宿中学校付近を24番委員と5番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。</p>
38番委員	<p>番号8は、場所からして、十町西部地区担当の委員を選出したほうが いいと思います。</p>
事務局 議長	<p>28番委員と19番委員に変更したいと思います。 それでは、議案第6号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員 は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第7号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題と いたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたしま す。 議案書は21ページから23ページになります。 今回の対象地域は、田良地域と二反田川周辺になります。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況 調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地とし て分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に 該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を 行いました。 その結果、議案書に記載の農地は原野の様相を呈しているなど、農地 として復元しても継続して利用することができないと見込まれることか ら、農地に該当しない土地であることが確認されました。 よって、48筆19,591㎡の農地につきましては、農地に該当し ない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるもので</p>

す。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。

3 番委員 それでは、議案第 7 号について、ご審議願います。

3 番委員 ご質疑、ご意見はございませんか。

事務局 大字、小字だけでは、場所が分からない畑がありますので、大まかな場所を、地図に載せることはできませんか。

3 番委員 上空からの地図だとイメージがわからないと思います。今後は、対象地域を述べる際に、近くにどんな建物があるかなど、周辺についてももう少し詳しく説明したいと思います。

議長 よろしく申し上げます。

2 5 番委員 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

事務局 この非農地判断された農地を、基盤法で売買することは可能ですか。

2 5 番委員 非農地判断された農地については、農地の所有者が、法務局で地目変更をすることが容易になります。併せて、農業委員会が管理する農地台帳からは、除くこととなります。仮に、法務局で地目変更の手続きがされなければ、地目は田畑のままです。

2 5 番委員 所有権移転登記も、農家以外の方が、法務局で田畑に関する手続きをしようとする、農業委員会の許可が必要になります。農地所有者に非農地判断の通知をします、その通知を持って法務局で地目変更をしなければ、農家以外の方は、買うことはできません。

事務局 地目変更は、通知を受けた人が法務局で手続きをするのか、農業委員会事務局でするものですか。

2 5 番委員 議案第 7 号に記してある登記名義人が、法務局で地目変更を申請すると、地目が原野に変更されます。地目が田畑のままでは、農家の人にしか名義は変えられません。

事務局 非農地判断された農地については、基盤法でのあつせん申出は農業委員会では受け付けられないということになりますか。

3 1 番委員 そのとおりです。

事務局 地目変更をする際の添付書類として、農業委員会で非農地であるという書類は出さないのか。

事務局 非農地判断後に非農地通知を出しています。他市町で発行している非農地証明を、本市は発行しておりませんので、非農地通知をもって証明に代えております。

3 1 番委員	法務局には、非農地通知で地目変更できるように、申し送りはしてありますか。
事務局	法務局と県には、毎月、非農地判断された農地の所有者に対して、通知した非農地の筆数と地番、面積、現況、地目と現地写真を付けて報告しております。
3 1 番委員	分かりました。
3 番委員	非農地判断された農地を再生した場合は、農業委員会での取り扱いはどうなりますか。
事務局	農業委員会に再生した旨の報告がありましたら、現地確認のうえ、農地復元が確認できましたら、改めて農地台帳に登載することになります。
3 番委員	職権でも地目変更ができるようになっておりますが、県内で行っている自治体はありません。
3 番委員	分かりました。
事務局	新規就農者の年齢について、先ほど年齢は問わないということでしたが、年齢を問わないのであれば、年齢を表示する必要はないと思います。
事務局	指宿市内に居住または住民登録している方は、議案書に年齢を記載しております。譲渡人や譲受人などで、年齢を確認できない場合は、記載しておりません。
3 番委員	新規就農者を審議する際に、年齢的に農業ができるかどうかを判断するために、年齢は必要だと思います。また同姓同名も考えられます。
3 番委員 議長	分かりました。 議案第 7 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 7 号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。
委員 議長	本日の議題は、これで終了いたしました。 他にございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 他になければ、その他に入ります。
事務局	その他について、事務局の説明を求めます。 それでは、その他についてご説明いたします。議案書の 2 4 ページをご覧ください。

議長
委員
議長

事務局

その他（議案書24ページを参照して説明）

1. 5月の行事報告
2. 6月の行事予定等
3. その他

（令和4年度最適化活動の数値目標についての説明）

他にございませんか。

「なし」の声あり。

他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第11回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後3時27分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員6番委員

議事録署名委員9番委員
